薬学部学生の薬局実習に関する契約書（前払い・改訂版）

　　医療提供施設名　（個人名または法人名）　　　　（以下、甲 という）と、学校法人○○学園　○○薬科大学

 / 学校法人○○学園　○○大学　　　（以下、乙 という）は、甲の施設において、第1条第1号に記載する乙の実習生（以下、実習生 という）の薬局実習を実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

第１条 （実習の対象等）

　 実習の対象等は、次のとおりとする。

（１） 実習生氏名（学籍番号） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　 　）

（２） 実習期間　　平成　　　年　　　月　　　日から平成　　 年　　 月　　 日までの期間（　　　週間）

　　　　　　　　　　　で、甲乙が協議して定める学修時間

（３） 実習内容　　　 ｢実務実習モデル・コアカリキュラム｣に基づく、薬学部学生の薬局実務実習

（４） 実習施設名

　　　　　 所在地

第２条 （実習の実施方法）

　 　甲は、「実務実習モデル・コアカリキュラム」に基づいて実習のカリキュラムを策定し、実習を

 　実施する。

第３条 （実習教育費）

　　 乙は、甲に対し、第１条の実習教育費として、甲の定める規定に基づく費用、またはその規定

 がないときは甲乙協議して定めた費用を負担し、これを支払う。

第４条 （実習生の健康状態）

　 　乙は、甲に対し、実習開始前に実習生の健康状態を記載した書類を提出する。

２.　本契約書に定める実習にあたって実習生の健康状態に問題が生じた場合には、甲乙双方は

 協議の上、実習生の実習を中断または中止することができる。

第５条 （実習生への規則遵守の徹底）

　 　乙は、実習生が実習をおこなうにあたり、事前に甲が定めた諸規則・心得等を遵守し、かつ

 実習指導者の指示に従うように実習生を指導する。

第６条 （個人情報、秘密およびプライバシー（以下、個人情報等 という） の保護）

 実習の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

 号(以下、個人情報保護法 という)、および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情

 報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、厚生労働省GL という）に従い、甲の保有す

 る患者をはじめとする個人情報等、ならびに実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないよう

 に、情報を適正に管理する。

２.　前項に基づき、乙は実習生に対し、個人情報等の保護に関する取扱いについて説明文書をも

 って十分に説明し、実習生の了解のもとに、個人情報等の保護に関する誓約書を提出させるも

 のとする。

３.　乙は、甲の求めがある場合、前項の説明文書および誓約書を開示するものとする。

４.　乙は実習生に対し、実習終了後も甲の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督

 する。

５.　甲は、実習終了後も実習生の個人情報等を適正に管理する。

６.　甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正に管理する。

第７条 （個人情報等の保護状況の報告および調査）

 甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、書面による

 報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なくこれに応じるものとする。

２.　甲は、乙に対し、実習中および実習終了後の個人情報等の保護状況について、確認のため

 に調査することができるものとし、乙は、正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとす

 る。

第８条 （法人機密情報の保護）

 本契約における甲の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

（１） 甲の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの

（２） 公知であっても、第三者に提供されることによって甲の権利利益が損なわれるおそれのある

 　情報

２.　乙は、実習の実施にあたって、甲の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密

 情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人

 機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。

第９条 （実習の中止）

 甲または乙は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断したときは、甲乙協議の上、実

　　習生の実習を中止させることができる。

（１） 甲の定める諸規則・心得等に違反した場合

（２） 甲の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合

（３） 個人情報等の保護に関して問題があった場合

（４） 甲の法人機密情報の保護に関して問題があった場合

（５） 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合

（６） 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合

（７） 甲による実習指導の継続が不可能となった場合

（８） 甲と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

２.　乙が既に支払った実習教育費については、甲は乙に返還しない。ただし、前項の（６）、（７）

 または（８）の理由により実習の継続が不可能になった場合は、実習教育費に関して甲乙協議

　 の上、解決するものとする。

第10条 （実習生の疾病および傷害）

 実習生の実習期間中における疾病および傷害、または実習を原因として実習後に生じた疾

 病および傷害については、甲の故意または過失による場合を除き、乙の責任において対処す

 るものとする。

第11条 （損害賠償）

　　　実習生の故意または過失により、甲に事故、器物破損、機密情報の漏えいその他の損害を

 与えた場合は、乙は甲に対し、実習生と連帯してその賠償責任を負うものとする。

第12条 （第三者損害賠償）

 実習生の故意または過失により、第三者（甲の従業員を含む）に人的または物的損害を与

 え、当該第三者と甲との間で損害賠償責任を問われる紛争または訴訟が発生した場合は、

 乙は、その当事者として誠意をもってその対応にあたるとともに、甲乙は、実習生と連帯して

 当該第三者に対する賠償責任を負うものとする。

２.　前項の賠償負担の割合および求償については、甲乙協議の上決定するものとする。

第13条 （その他の事項）

　 本契約に定めない事項および契約条項に疑義が生じた場合または変更については、それぞ

 れ甲乙協議の上解決する。

　本契約の締結を証すために、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

 所在地

　甲 医療提供施設名　　（個人名または法人名）

　　　　代表者名

　　　　　　　　　　注：理事長、施設長

　　　　　　　　　　またはそれに相当する者

所在地

乙　 法人名　　学校法人○○学園　○○薬科大学/学校法人○○学園○○大学

　　　 代表者名　　学長/薬学部長　　　薬学　太郎

　　　　　注：理事長、学長

　　　　　　　　　　またはそれに相当する者